

新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

東京歯科保険医協会

2020年6月10日更新

※情報を随時更新しておりますが、リンク切れ等が生じている場合もございます。予めご了承ください。

※雇用調整助成金の申請マニュアル等新たに発出されています。4P参照

※第二次補正予算案が閣議決定されました。更なる支援措置が図られます。詳細については以下のURLからご確認ください。補正予算成立後に申請方法などが発表される見通しです。発表され次第更新いたします。

経産省HP：https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/hosei2.html

厚労省HP：<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/02index.html>

・目次	P 1
・ Q 1～Q 4 <歯科医療機関の対応について>	P 2
・ Q 5～Q 8 <助成金、融資制度等>	P 3～10
・ Q 9 <税務>	P 11
・ Q 10～15 <共済>	P 11～12
・ Q 15～20 <労務>	P 13～14

＜歯科医療機関の対応について＞

Q1 従業員に感染の疑いが出た場合、歯科医療機関としてどうしたらよいものか。保健所への連絡、休診をしなければならないか。

A1 従業員に感染の疑いが出た場合は、すぐに保健所へ連絡をしましょう。現在の対応ですと、二週間の休診指示が出る可能性が高いです。なお、歯科医療機関内の消毒は保健所では実施してもらえません。各歯科医療機関で行うか、業者に依頼することになり、費用は自己負担です。

Q2 新型コロナウイルス対策として、歯科医療機関はどのような対応をしたらよいか。

Q2 院内・院外掲示によって、患者さんに発熱などの症状がみられるなど、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応策や、自院での院内感染防止対策などを知らせている歯科医療機関が多いようです。院内掲示があるだけでも患者さんは安心感を得ることができます。協会ホームページ内にひな形（テンプレート）などがありますので、ぜひご活用ください。もし、患者さんや従業員に感染の疑いが出た場合は、すぐに保健所へ連絡をしましょう。

Q3 緊急事態宣言がされたことにより休診にしたときの補償などあるのか。

A3 緊急事態宣言が発令されましたが、法律の範囲外のため、歯科医療機関に対して強制的な業務停止命令が出されることはありません。そのため、休診の判断は、各院長・管理者に委ねられます。また、政府は大規模な経済的補償を策定していますが、各歯科医療機関の予防的閉鎖に対しての助成金や補償などは現在のところ出ていません。その代わりに、融資制度や労働者の雇用継続に対する助成金が設けられています。

Q4 歯科医師もPCR検査ができるようになる、という報道がありました。歯科診療所でPCR検査を行ってもらうことができますか。

A4 歯科診療所で新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査を受けることはできません。なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域等において、「地域外来・検査センター」で検体採取を行う医師等の確保が困難な場合などに、研修を受けた歯科医師が検体採取を行うことがあります。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）問11「令和2年5月5日時点版」より

<助成金、融資制度等>

Q6 労働者の雇用継続に対する助成金について教えてほしい。

A6 下記のような助成金がありますので、活用できるかご検討ください。

①「雇用調整助成金」

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

平時より常設されている助成金ですが、緊急対応期間は新型コロナウイルス感染症の影響を受けるすべての事業主が対象となります。雇用保険に入っていない従業員の雇用調整も対象ですので、パートやアルバイトも対象になります。

○雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）

制度概要：従業員の休業手当を支払った事業主に対しての助成金

対象要件：(1)生産指標が前年同月比5%以上減少していること

(2)60%以上の休業手当を支払っていること等

助成額：一日一人当たり最大8,330円(2020年6月2日現在)

申請期間：8月30日まで(6月30日までの休業が対象)

申請書類：①支給申請書類

②比較した月の売上などがわかる書類(売上簿、レジの月次集計、収入簿など)

③休業させた日や時間がわかる書類(タイムカード、出勤簿、シフト表など)

④休業手当や賃金の額がわかる書類(給与明細の写しや控え、賃金台帳など)

⑤役員名簿(役員等がいる場合)(性別・生年月日が入っているもの)

※20名を超える事業所の場合は6月30日までに休業計画届等提出が必要

申請窓口：所管の労働局・公共職業安定所(ハローワーク)

問合せ先：0120-60-3999(コールセンター)

※6月2日時点の情報です。制度内容詳細に関しては厚労省HPでご確認ください

※生産指標とは、販売量、売上高等の事業活動を示す指標のことです。

小規模事業者向けにはわかりやすい専用マニュアルも作成されています！

申請方法など詳細は以下のリンク先からご確認ください。

申請様式一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

上記内容はすべて以下のURLで確認できます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

※画像をクリック、タップするとリンクに飛びます。

○雇用保険被保険者向け

小規模事業主^(※)の皆さま
※このマニュアルは、従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主の方を対象としています。
支給申請がこれまでより簡単になります

雇用調整助成金 支給申請 マニュアル

教育訓練を実施した事業主は、
訓練編マニュアルをご覧ください。

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク(公共職業安定所)
令和2年5月19日現在
R20519sh01

○雇用保険被保険者以外向け

小規模事業主^(※)の皆さま
※このマニュアルは、従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主の方を対象としています。
支給申請がこれまでより簡単になります

緊急雇用安定助成金 支給申請 マニュアル

雇用保険被保険者ではない、従業員の方を
休業させた場合の助成金です。
※雇用調整助成金は雇用調整助成金マニュアルをご覧ください。

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク(公共職業安定所)
令和2年5月19日現在
R20519sh01

○ガイドブック

(事業主の方へ)

雇用調整助成金 ガイドブック (簡易版)

～雇用維持に努力される事業主の方へ～

緊急対応期間
(4月1日～6月30日)

このガイドブックは、緊急対応期間(令和2年4月1日～6月30日)に休業を実施した場合についての支給要件や申請、申請方法をわかりやすく記載した簡易版です。
その他の期間に休業を実施した場合は別途記載があります。
このほか、教育訓練を実施した場合等、は休業を休業させた場合等については、通常のガイドブックを参照してください。

厚生労働省
都道府県労働局
ハローワーク(公共職業安定所)
令和2年4月13日現在
R20413sh01

○はじめての雇用調整助成金

はじめての雇用調整助成金

どうしたらもらえるの？

- ① 売上げが下がり、従業員を休業させる必要があった
- ② 従業員を計画的に休業させた
- ③ 休業させた従業員に休業手当を支払った
※ 額にも支給要件があります

休業とは…
働く意思と能力があるのに、働くことができない状態
※ 休暇や休日は対象になりません。

Step 1 : 休業の計画を立てましょう

- ✓ 休業はいつからいつまで？ 何日間？
- ✓ 休業時間は1日中？ 一部の時間帯？
- ✓ 休業させる従業員は何人？ 全員？
- ✓ 休業手当の額は平均賃金の何%？
※ 労働基準法で60%以上と決められています

Step 2 : 休業協定書にまとめ、従業員の代表と合意しましょう

- ✓ Step 1 で立てた計画を書面(格式は任意)にまとめます
※ 労イドブック(簡易版)に記載があります
- ✓ 労働組合または労働者の代表と合意します

裏面へ ※ 特別期間中は計測票の提出は不要です
R20522sh02

○Q & A

雇用調整助成金 FAQ

(1) 制度名称
問1 雇用調整助成金とはどのような制度ですか。
問2 雇用調整助成金は労働者個人に支給されるものですか。
問3 雇用調整助成金の「対象」について教えてください。
問4 休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金の対象になりますか。
問5 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う「感染」の理由について教えてください。
問6 休業と新型コロナウイルスの感染者が出た場合、雇用調整助成金の対象になりますか。
問7 一部の特別措置の要件に該当しない場合、一律、雇用調整助成金を支給できませんか。

(2) 特別措置の概要
問8 かつら補助申請ができますが、申請先を教えてください。
問9 特別措置の適用を教えてください。主な特別措置の内容を教えてください。
問10 申請の時期は、いつから申請できますか。
問11 緊急対応期間はどのくらいですか。延長されますか。
問12 緊急対応期間が4月1日開始ですが、休業申請が許可されたことにより、特別措置の適用を受けることはありますか。
問13 休業申請が許可された後、どのような特別措置の要件に違いがありますか。

(3) 事業主の要件
問14 事業主が雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば適用されますか。
問15 労働者を雇用しても4/5の割合は満たされませんか。
問16 「〇」の事業を行っていますか。助成金の対象となりますか。
問17 休業とならぬ期間に労働者を雇用していませんか。
問18 事業再開後1年未満の事業主は対象となりますか。
問19 雇用調整助成金の申請について教えてください。
問20 支給額の要件の通知について教えてください。
問21 以前、雇用調整助成金を支給したことがありますが、再度支給できますか。
問22 過去3年以内の支給回数制限の要件(〇年10回)がありますが、要件緩和の措置はありますか。

(4) 対象となる労働者
問23 雇用調整助成金でない方(20歳未満の労働者)の休業も対象となりますか。
問24 助成対象者の勤務先を教えてください。例えば、雇用したばかりの内勤

○問い合わせ先一覧

雇用調整助成金お問い合わせ先一覧

都道府県	名称	電話番号
北海道	労働部 雇用課	011-241-2111
青森県	労働部 雇用課	017-831-2111
岩手県	労働部 雇用課	019-651-2111
宮城県	労働部 雇用課	022-231-2111
秋田県	労働部 雇用課	0187-231-2111
山形県	労働部 雇用課	023-231-2111
福島県	労働部 雇用課	024-231-2111
茨城県	労働部 雇用課	029-231-2111
栃木県	労働部 雇用課	028-231-2111
群馬県	労働部 雇用課	027-231-2111
埼玉県	労働部 雇用課	048-231-2111
千葉県	労働部 雇用課	043-231-2111
東京都	労働部 雇用課	03-3568-2111
神奈川県	労働部 雇用課	045-231-2111
新潟県	労働部 雇用課	025-231-2111
富山県	労働部 雇用課	076-231-2111
石川県	労働部 雇用課	077-231-2111
福井県	労働部 雇用課	075-231-2111
山梨県	労働部 雇用課	055-231-2111
長野県	労働部 雇用課	026-231-2111
岐阜県	労働部 雇用課	057-231-2111
静岡県	労働部 雇用課	054-231-2111
愛知県	労働部 雇用課	052-231-2111
岐阜県	労働部 雇用課	057-231-2111
三重県	労働部 雇用課	059-231-2111
滋賀県	労働部 雇用課	074-231-2111
京都府	労働部 雇用課	075-231-2111
大阪府	労働部 雇用課	06-6241-2111
兵庫県	労働部 雇用課	078-231-2111
奈良県	労働部 雇用課	074-231-2111
和歌山県	労働部 雇用課	073-231-2111
徳島県	労働部 雇用課	087-231-2111
香川県	労働部 雇用課	087-231-2111
愛媛県	労働部 雇用課	089-231-2111
高知県	労働部 雇用課	098-231-2111
福岡県	労働部 雇用課	092-231-2111
佐賀県	労働部 雇用課	095-231-2111
熊本県	労働部 雇用課	096-231-2111
大分県	労働部 雇用課	097-231-2111
鹿児島県	労働部 雇用課	099-231-2111
沖縄県	労働部 雇用課	098-231-2111

②新型コロナウイルス感染症による「小学校休業等対応助成金」

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもや新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた事業主に対して助成されます。

対象事業者	要件	支給額	適用日	申請窓口・期間
①*又は②*の子どもの世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず労働基準法上の年次有給休暇とは別途有給の休暇を取得させていること	休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。	令和2年 2月27日～6月 30日の間に取得した休暇	学校等休業助成金・支援金受付センター TEL: 0120-60-3999 期間：2020年 3月18日～9月30日 日まで

※①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
※②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

詳しくは下記をご参照ください。

厚労省HPより

<https://www.youtube.com/watch?v=Rqt8wxPs1pE>（動画での制度紹介）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609316.pdf>（支給要件、申請手続等のご案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/pageL07_00002.html（内容全般）

Q7 事業主向けに給付金などもあると聞いたがどのような制度か教えてほしい。

A7 中小企業庁より、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給すると発表がありました。[「持続化給付金」](#)といった制度です。

○持続化給付金

制度概要: 事業を継続する意思のある事業者に対する給付金

対象要件: 申請をする月の前月以前(2020年1月~12月)の前年同月比の売り上げ等が50%以上減少していること

給付額: 個人事業者は最大100万円

中小事業者は最大200万円

申請方法: 電子申請。電子申請が難しい場合は申請サポート会場にて手続き。※要予約

申請書類: ①確定申告書類

②2020年分の対象とする月(対象月)の売上台帳等

③通帳の写し

④本人確認書の写し

※個人事業者の場合

申請窓口: 中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業

問合せ先: 0120-115-570(コールセンター)

※制度内容詳細に関しては専用HPでご確認ください

持続化給付金特設サイト (申請はこちらから)

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

経産省HPより

<https://www.youtube.com/watch?v=r2h035U4lcI&feature=youtu.be> (動画での制度紹介)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html> (よくある問い合わせ)

**※不備があるとエラーで申請が通りません！申請前
に是非ご確認を！**

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/news/20200527.html> (よくある不備について)

※画像をクリック・タップするとリンクが開きます。

○持続化給付金に関するお知らせ

持続化給付金 に関するお知らせ

持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を
下支えし、再起の糧としていただくため、
事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、前年1年間の売上からの算定分を上限とします。

■売上減少分の計算方法
前年の売上(事業収入) - (前年同月比▲50%の売上×12ヶ月)

給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、
ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
- 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続
する意図がある事業者。
- 法人の場合は、
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
 - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が200人以下
である事業者。
 ※2019年に創設した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領書をご確認ください。

相談ダイヤル ※申請支援窓口の設置場所等については、詳細が決まり次第公表します。

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570
【P事業専用回線】03-6831-0613
受付時間 8:30~19:00 (月・6日(休日)7時から12時(土曜日を除く日付を参照))

! 「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

○入力項目

入力項目

持続化給付金を申請する場合、以下の情報の入力が必要になります。

基本情報

①法人番号 法人番号を入れると登録情報が自動で表示されます。

②番号・商号・雅号 (フリガナ)

③本店所在地

- 郵便番号
- 都道府県
- 市区町村
- 番地・ビルマンション名等

④書類送付先 ③の本店所在地と同じ場合は省略可能

- 郵便番号
- 都道府県
- 市区町
- 番地・ビルマンション名等

⑤業種(日本産業分類) (大分類) (中分類) (選択式)

⑥設立年月日(法人) 年 月 日

⑦資本金(円) 法人の方のみ

⑧従業員数(名) 法人の方のみ

⑨代表者役職

⑩代表者氏名 (フリガナ)

⑪代表電話番号

⑫担当者氏名 (フリガナ) 法人の方のみ

⑬担当者電話番号 法人の方のみ

⑭担当者携帯番号 法人の方のみ

⑮担当者メールアドレス

⑯直近年度の売上金額 ※このほかにも情報の入力が必要となる場合もあります。

⑰決算月

⑱今年の売上減少月の金額

口座情報

①金融機関名 ②金融機関コード

③支店名 ④支店コード

⑤種別 ⑥口座番号

⑦口座名義人

○申請に必要な書類

申請に必要な書類

※詳細は申請要領書を必ず御確認下さい。代替を認める書類もあります。

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え

法人

個人

※収受日付印の押印が必要です。*Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し

③通帳写し

電子通帳 画面コピー

④(個人事業者のみなさま)身分証明書写し

※このほかの書類が必要となる場合もあります。

○申請方法

持続化給付金の申請方法

持続化給付金の申請手順

- 1 持続化給付金ホームページへアクセス！
 スマホでもできる！
持続化給付金の申請用IP (<https://izokuka-kyufu.jp>)
- 2 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力【仮登録】
- 3 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、【本登録】へ
- 4 ID・パスワードを入力すると【マイページ】が作成されます
 ● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力
 法人・個人の基本申請と、ご連絡先 入力すると、申請金額を自動計算！ 【通帳の写し】をアップロード！
- 5 必要書類を添付
 ● 2019年の確定申告書類の控え
 ● 売上減少となった月の売上台帳の写し
 ● 身分証明書の写し(個人事業者の場合)
※スマホなどの写真画像でもOK(できるだけきれいに撮ってください！)

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認
 ※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

Q8 コロナウイルス関連の融資制度について教えてほしい。

A8 以下を参考にしてください。

① 独立行政法人福祉医療機構の貸付事業

○独立行政法人福祉医療機構

対象者：新型コロナウイルスにより事業停止や売上高等の減少が生じている事業者

借入額：最大4,000万円※小規模事業者の場合

返済金利：6年目までは無利子（保証人を設定しない場合は金利+0.15%）、6年目以降は0.2%。

返済期間：最大15年（据置期間は5年まで）

問合せ先：03-3438-9940、9934

要件など詳細はHPでご確認ください

HP は以下より

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

② 「日本政策金融公庫」の融資制度

○国民政策金融公庫（国民事業）

対象者：新型コロナウイルスの影響により売上高等の減少が生じている事業者

借入額：最大6,000万円

利子補給対象は3,000万円まで

返済金利：4年目までは0.46%（3,000万円まで）
4年目以降は1.36%

返済期間：15年（運転資金）、20年（設備資金）

据置期間は5年まで、利子補給は当初3年間

問合せ先：0120-154-5050

要件など詳細はHPでご確認ください

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

※特別利子補給制度を併用すれば実質無利子・無担保融資となります。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika.pdf

（日本政策金融公庫 HP より）

③ セーフティネット保証・危機関連保証

○セーフティネット・危機関連保証

対象者：新型コロナウイルスの影響により売上高等の減少が生じている事業者

借入額：最大2億8千万円

利子・保証料減免対象は3,000万円まで

返済金利：各信用保証協会融資制度による

返済期間：各信用保証協会融資制度による

保証料免除は、全期間。利子補給は当初3年間

問合せ先：各民間金融機関、東京信用保証協会

要件など詳細は経産省HPでご確認ください

経産省HPより

セーフティネット保証4号について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228001/20200228001.html>

セーフティネット保証5号、危機関連保証について

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007.html>

保証料の減免等について

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>

支援資金繰り内容一覧表 (6/4 時点)

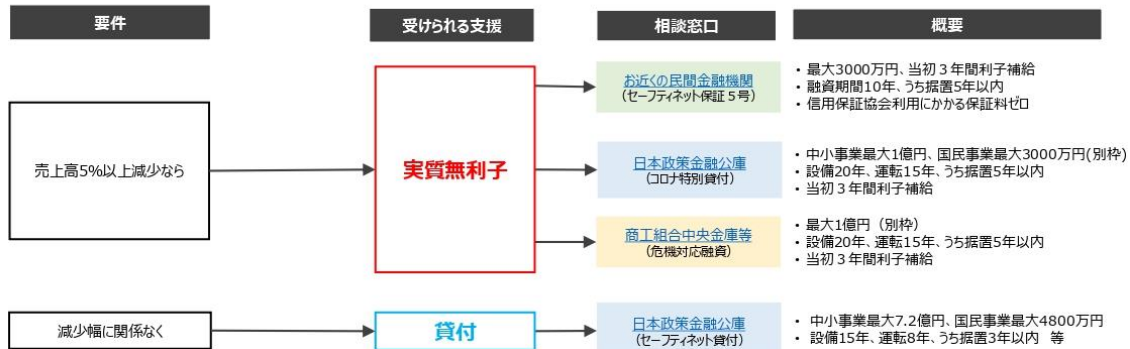
資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。
ご自身が使えるメニューが分かりましたら、
詳しい情報を支援策パンフレットで確認することができます。

中小企業向け資金繰り支援内容一覧表 (6/4 時点)

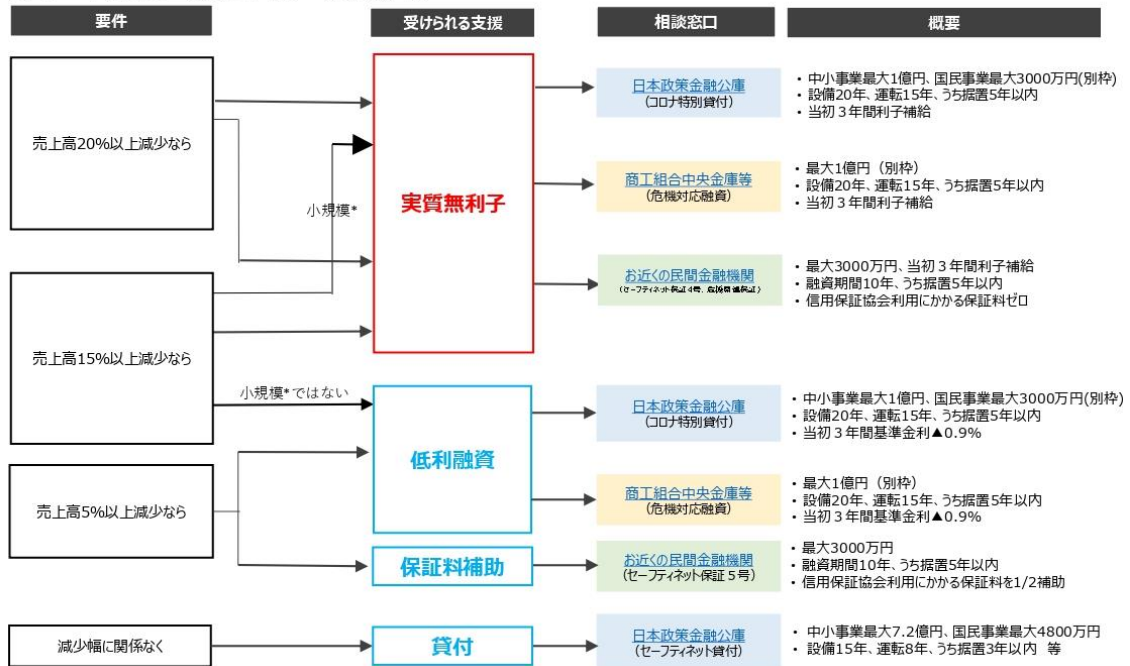


※ 見やすさの観点から簡略化していますので、**詳しい情報は支援策パンフレットでご確認ください。**
※ 5月27日に閣議決定された第2次補正予算案の内容については、国会で成立した後に反映予定です。

① 個人事業主向け (小規模に限る)



② 小・中規模企業者向け (①以外)



企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

<※小規模の要件>
製造業、建設業、運輸業、その他業種
→ 従業員20名以下

卸売業、小売業、サービス業
→ 従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

<創業1年1か月以上>
最近1か月※の売上高と、前年または前々年の同期と比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど>
以下のいずれかで比較 ※業歴3か月以上に限る

- 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高の比較
- 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
- 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

この資料は、プロトタイプ株式会社運営する「StartupLink」に株式会社INNOが委託した記事執筆等を行うことになりました。

<税務>

- Q9 経営悪化した場合の納税についての優遇措置などはあるか。
- A9 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の一部も免除されます。申請は税務署で行いますので、まずは所轄の税務署にご相談ください。

<共済制度>

- Q10 新型コロナウイルスにり患し、休診にした場合、協会の休業保障制度や第2休保は給付の対象となるのか。
- A10 加入者が新型コロナウイルスにり患した、もしくはり患した疑いがあるなどの場合は、給付対象です。ただし、第三者の医師が診断し、休業が必要であると証明した医療証明書が必要です。
- Q11 受診した患者さんが「新型コロナウイルス陽性」と判明した場合や、従業員や家族が新型コロナウイルスに感染して自主的に休診した場合、協会の休業保障制度や第2休保は給付の対象となるのか？
- A11 どちらの制度も、加入者本人の傷病による休業を保障する制度のため、休診しただけでは給付の対象とはなりません。加入者ご自身が新型コロナウイルスにり患した場合、もしくはり患が疑われる場合はQ10を参照ください。
- Q12 休保制度に加入したいが、いつから給付対象となるのか？
- A12 12月1日からの加入となります。なお、病気による給付対象となるのは加入発足日から3か月経過後に発症した場合です。傷害の場合は、加入発足日以降が給付対象です。
- Q13 第2休保に加入したいが、いつから給付対象となるのか？
- A13 原則お申込日の翌々月1日から加入となり、加入日以降が給付対象です。
- Q14 保険医年金の毎月の積立金額を変更することはできるか。
- A14 1口単位で中断することが可能です。中断した場合、中断口については、予定利率より△0.3%となります。そのほか、1口単位での減口（一部解約）も可能です。その他の制度についても、ご心配な点がありましたら、協会共済部までご相談ください。

<労務>

Q15 新型コロナウイルスのスタッフや患者さんへの感染が怖いので、2 カ月程休診にしようと思う。スタッフは全員パートなのだが、給与は支払わなければいけないか。

A15 労基法は、事業主都合と判断される休業の場合は、直近 3 か月間の平均賃金の（各種手当含む）60%以上の支払いの義務があると定めています。加えて、厚労省は、可能な限り助成金など活用し、100%の支払いを行うよう求めていますので、従業員と相談の上、支払い水準などを決定してください。

Q16 従業員から倦怠感があるため、当分の間、休みたいという申請があった。この場合、給与の支払いはどうなるか。

A16 従業員からの申し出の場合は、給与支払の義務はありません。休みたいという申し出があった場合は、有給休暇を取得してもらうか、有給休暇が取得できない従業員であれば、欠勤扱いで問題がないかなど、よく相談した方がいいでしょう。

Q17 自粛による売り上げ不振で休診する場合、従業員に対しての給与や休業手当の支払いはどのようになるか。

A17 厚労省は、自粛による売り上げ不振での休診については、休業手当の支払い義務を課すことは難しいとの見解を出していますが、日本労働弁護団は休業手当の支払いの義務については最終的に裁判所の個別判断になるとしていますので、支払いに関しては慎重に判断した方がいいでしょう。

Q18 新しく歯科衛生士を採用する予定だったが、新型コロナウイルスの影響で患者数が激減しているため難しくなった。既に内定通知書は渡しているが、取り消しなどできるのか。

A18 厚労省は、内定取り消しの対象となった人に対し、就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、内定取り消しを受けた人への補償等の要求には誠意を持って対応すること、としています。加えて、一方的に内定取り消しを行うことは労働訴訟に発展しかねず、内定取り消しが無効とされることもあります。苦しい状況なのは理解できますが、採用が決まっていた人は働き口がなくなり、生活ができなくなってしまう可能性があることなどもよく考慮した上で、採用時期を相談するなど、真摯に対応してください。

- Q19 今回のコロナウイルス感染症の影響で、診療所の開院時間を変更したい。従業員も時差勤務をお願いします。手続きはどのように行うべきか。
- A19 長期にわたる診療所の時間変更については、保健所と厚生局に届出が必要です。従業員の方に対しては、労使協定を結んだ上で行う必要があります。今回のコロナウイルス感染症に伴う業務時間変更に関しては、既に1年間の36協定を結んでいる場合でも、特例的に変更を認めています。
- Q20 新型コロナウイルスの影響で患者さんが激減し、従業員を解雇せざるを得ないが注意点はありますか。
- A20 一方的に解雇することは労働訴訟に発展しかねませんが、今回のコロナウイルス感染症における患者減の影響で解雇をしなければ経営がままならない場合、社会通念上認められることもあり得ると考えられます。ただし、労働者保護の観点から、解雇を回避するための努力はしたか、希望退職者等を募ったかなどを問われることがあります。まずは助成金など活用し、可能な限り雇用維持に努めてください。